令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北本市立学校以外の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「北本市立学校以外の学校」という。）に通学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者が負担すべき学校給食費に対し、令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　保護者　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者又はこれに準ずる者として市長が認める者をいう。

⑵　学校給食　学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第３条第１項に規定する学校給食をいう。

⑶　学校給食費　学校給食法第１１条第２項に基づき保護者が負担する経費をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し北本市立学校以外の学校に通学する児童等の保護者であって、市内に住所を有し学校給食費を負担する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条の規定による教育扶助を受けている者その他学校給食費に関し全額給付を受けている者は、支援金の交付対象としない。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、北本市立学校以外の学校に通学する児童等１人につき、当該児童等が令和８年４月から令和９年３月まで（令和８年８月を除く。）の期間（以下「対象期間」という。）における学校給食費の額（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律

第１４４号）第２条第１項の規定により学校給食費の全部又は一部を支弁されている場合にあっては、当該期間に係るその支弁額を除いた学校給食費の額）とする。また、学校給食費に関して受けた補助金等を除くものとする。ただし、支援金の対象となる１月当たりの学校給食費の上限は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に属する者　５，５３５円

⑵　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に属する者　６，３９６円

２　前項の規定にかかわらず、対象期間における各月の１日（４月にあっては８日）において児童等又はその保護者が市内に住所を有していない場合にあっては、当該月の学校給食費は支援金の対象外とする。

（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　給食費支払状況証明書（様式第２号）

⑵　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１９年規則第１５号）の例による。

（支援金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、支援金の交付の可否を決定し、令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により当該交付対象者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第７条　市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽その他不正な行為により支援金の

交付決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付決定者に対し、令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金返還命令書（様式第４号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

（宛先）北本市長

住所	北本市
保護者氏名	
電話番号	

令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり申請及び請求をします。

また、支援金の審査のため、北本市が私及び私の属する世帯員の住民基本台帳、生活保護費受給状況その他必要な情報の確認を行うことに同意し、次に記載の内容については間違いありません。

なお、このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。

１　対象児童等

児童等氏名	児童等住所	
	北本市	
令和８年度における北本市在住期間		
令和　　年　　月　　日　～令和　　年　　月　　日		
学校名	学年	学校所在地
学校		
令和８年度における在学期間		
令和　　年　　月　　日　～令和　　年　　月　　日		
特別支援教育就学奨励費の受給状況（該当に○をつける）		
受給していない	全額受給	一部受給

※児童等が２人以上の場合は、この用紙を追加してください。

2　特別支援教育就学奨励費の受給状況※受給している場合

特別支援教育就学奨励費 （学校給食費相当額）	令和８年度分　　円

3　その他学校給食費に関する補助金※受給している場合

その他学校給食費に関する 補助金	令和８年度分　　円

4　交付申請（請求）額　　円

5　振込口座（申請者である保護者の名義の口座に限ります）

金融機関名				銀行番号			
支店名				支店番号			
口座種別	当座　・　普通						
口座番号（右詰）							
口座名義（カタカナ）							

様式第２号（第５条関係）

給食費支払状況証明書

令和　　年　　月　　日

（通学している学校長宛）

様

住所　　北本市

保護者氏名

下記の給食費支払状況について証明をお願いします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

記

令和８年４月から令和９年３月までの給食費支払状況（予定を含む）

月	給食費(月合計額)	月	給食費(月合計額)	月	給食費(月合計額)
４月	円	５月	円	６月	円
７月	円	９月	円	10月	円
11月	円	12月	円	１月	円
２月	円	３月	円	合計	円

※国・県等からの助成がある場合は、その額を差し引いた保護者負担額を記載。
※令和８年１２月２２日以降の証明としてください。
※児童等が２人以上の場合は、この用紙を追加してください。

学年		児童等氏名	

給食費の支払状況について、上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

学校名・学校長名	印
住所	
電話番号	

様式第３号(第６条関係)

令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付（不交付）決定通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

北本市長　　（公印省略）

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金については、次のとおり決定したので通知します。

交付可否	児童等氏名	対象期間	交付決定額
		令和　　年　　月 ～令和　　年　　月	円

備考

様式第４号(第７条関係)

令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金返還命令書

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

北本市長　　(公印省略)

令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金交付要綱第７条の規定により次のとおり返還を命ずる。

支援金の名称	令和８年度北本市市外学校における学校給食費支援金
返還すべき金額	円
返還期限	年　　月　　日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
支援金の交付決定額	円